

レファレンス

余 話

昨年(1984)の5月初旬、ある弁護士が来室し、最近依頼された横須賀市関係の訴訟事件に関連して、「旧軍港市転換法」(昭和25年6月28日、法律第220号)という法律が必要で、その条文のコピーは入手したが、解説文献を探している旨のレファレンス依頼がなされた。

この法律は、旧軍港市であった横須賀、呉、佐世保、舞鶴の4市を平和産業港湾都市に転換することを目的とし、そのため、国有財産、特に旧軍用財産の処分についての特別措置を規定したものである。こうした内容の法律文献は、検索しにくい分野のものであるので、各種の法律関係の文献目録や雑誌記事索引で、国有財産、都市計画など該当しそうな箇所を検索してもらったが、必要な文献を見つけたことはできなかった。その日は、とりあえず、法令・議会資料室を紹介し、委員会会議録で立法趣旨、審議経過を調べてもらうこととした。

翌日、法律分野以外の文献にあたることとした。最初に、この法律は、国有財産の処理に関係するので、大蔵省関係の文献にあたってみた。幸い、大蔵省財政史室編『昭和財政史 第9巻』に、「旧軍港市国有財産の処理」という1節があり、旧軍港市転換法の制定経緯、性格などについての記述があった。次に、旧軍港市史にあたってみた。佐世保市史などには記述はなかったが、『横須賀百年史』には、「旧軍港市転換法の施行」という1節があり、その経緯、内容等の記述があり、

その中に、福原忠男・中野哲夫共著『旧軍港市転換法』という図書が引用されていた。この図書は、当館には所蔵されておらず、また、法律関係の図書館の蔵書目録でも見当らなかつた。この日は、電話で前述の2冊の図書を紹介した。翌日、弁護士事務所の事務の人が来館し、該当箇所をコピーしていった。

この図書の著者の一人である福原忠男氏は、『弁護士法』等の著者として知られている弁護士であるので、同氏の事務所にて電話をすると高齢のため那須で静養とのこと。さらに、那須に電話をし、寄贈の依頼をすると、同氏は大へん喜ばれ、「その本は手もとには1冊しかないが、国会図書館で多くの方に利用して貰えるのなら、帰京次第差し上げる」と快諾された。実物を入手するには時間がかかるので、依頼の弁護士事務所には、横須賀市立図書館等に所蔵を尋ねたらどうかとアドバイスし、このレファレンスの処理を打ち切った。

この後日談。2、3日たって、依頼者から横須賀市立図書館でその図書を利用することができたとの連絡があった。さらに、旬日たって、福原忠男氏からの書籍小包が到着した。その中には、『旧軍港市転換法』(旧軍港市転換促進委員会事務局 昭和25年)を始め、同氏が衆議院法制局部長時代に関係した議員立法についての解説資料が数点含まれていた。

今回の事例のように、レファレンスを処理して依頼者から喜ばれ、そのレファレンスが契機となって当館の蔵書が豊かになることは、レファレンス・ライブラリアン冥利につきるケースといえるであろう。

(法律政治課 住谷雄幸・小林正)